

第四十六回 参議院文教委員会會議録第三十一号

昭和三十九年六月九日(火曜日) 午前十一時七分開会

出席者は左のとおり。

委員長 中野 文門君
理事 北畠 教真君
二木 謙吾君
吉江 勝保君
小林 武君

委員 植木 光教君
久保 勘一君
中上川 アキ君
野本 品吉君
秋山 長造君
加瀬 完君
柏原 ヤス君
灘尾 弘吉君

政府委員 文部政務次官 八木 徹雄君
文部大臣官房長 蒲生 芳郎君
文部省大学 術局長 小林 行雄君

事務局側 常任委員 工業 英司君
会専門員
文化財保護委員 平間 修君
会事務局次長

説明員
文化財保護委員 平間 修君
会事務局次長

本日の會議に付した案件
○学校教育法の一部を改正する法律案
(内閣提出 衆議院送付)

第六部 文教委員会會議録第三十一号 昭和三十九年六月九日【参議院】

○教育、文化及び學術に関する調査
(埋蔵文化財に関する件)

○委員長(中野文門君) ただいまより
文教委員会を開会いたします。
学校教育法の一部を改正する法律案
を議題とし、前回に引き続き質疑を行
ないます。
御質疑のおありの方は順次発言願
います。

○小林武君 前回の委員会におきま
して、提案の中にございまして「明確な目
的、性格を有する短期大学制度を確立
し、より一そう充実した教育の展開を
はかろうとするもの」であるという、
この提案理由の内容についても若干の
質疑が行なわれたわけでありまして、
私も、この質疑によって、必ずしもそ
ういふ点が明らかにされたとは私は率
直に言って申されなかつたと思つてい
ます。しかし、一面考えますという、な
かなかこれは口で説明して納得のいくと
いうような問題でもないように思つて
います。そういういたしますという、短
大の恒久化というものは、中教審の答申
に基づいて高等教育の抜本的な改善ま
での暫定的な措置にすぎないのではない
かというふうな見解が、またやっぱり
頭を持ち上げてくるというふうな考
えのわけです。また、われわれもそう
いうことを非常に心配するものであり
ますので、私はやはり少なくともこの法律
案が提案されて短大の恒久化というこ
とをわれわれが賛成をするということ
になりなすという、やはりもっと積

極的に短大の教育恒久化ということ
を、実質的に確立するような方途を、いま
のうちに議論しておく必要があるの
ではないかと思つております。私は
その点では提案理由の中にございま
すところの「四年制大学に比べ短期間の
修業年限を持つ高等教育機関として、
父兄、学生の経済的負担を軽減しつ
つ実際の専門職業教育や女子の高等教
育を施す点において、社会の要請に
沿つたものであるからと考へられま
す。」と書いてあります。これは短期大
学が暫定措置として置かれたものであ
るにもかかわらず、このような実績を
示した理由を述べているわけであり
ます。私は、やはりわれわれが今後短大
を強化するといふ、そういうたてま
えに立つためには、これらの点をかなり
重視する必要があるのではないかと。経
済的負担の軽減をするということも、
一つの私は重要な項目であると思いま
すが、特に専門的職業教育でどんな役
割を果たすか、女子高等教育というよ
うなものについてどんな短大は役割を
果たすか。さらには、短大というから
には、さらに四年制の大学に編入され
るといふような問題も含めまして、こ
れらの点をわれわれが制度的に確立し
ていくということができれば、短大と
いうようなものは、必ず恒久的なもの
として将来一そう充実した教育を展開
することができるとは思つておられ
ます。そういう意味から、ひとつお尋
ねをいたすわけでありなすけれども、
その第一に、私は女子高等教育のこと

についてお尋ねをいたしたいわけ
です。提出されました資料を見ま
しても、昭和三十八年の調査で、男の学生
の割合、女の学生の割合、女子学生の
割合というものをみると、七対
三になつてゐる。さらにその科目を見
ますと、家政学科とか、文科系
の学科が六〇%を女子短大の場合にお
いては持たれてゐる。まあ端的にい
えば、花嫁学校の傾向に陥つてゐるの
ではないかといふような心配もあるわけ
でありますけれども、私はこういう点
から考へて、文部省として、この短大
の出發の当初に持つておりました考
え、女子高等教育機関として、独自の
高等教育としてはどうかといふ実験的
意図があつたと、文部省の課長が談話
を發表してゐるの、あるものに出
るわけでありなすけれども、実験的
な意図があつたとするならば、私は
提案理由によつて、女子教育に果
した役割といふものを高く評価して
いることになると、これが大体、文
部省の女子教育に対する見解なのかど
うか、女子教育といふものに対する期
待といふようなものは、これであるの
かといふふうなことを、やはりこの際
明らかにしてもらいたいと思つて、こ
の点について、女子高等教育が一体ど
うなればならないのか、こういう点に
ついて御説明をいただきたいと思
ひます。

○政府委員(小林行雄君) 短期大学の
制度は、新学制である六三三四が發足
いたしました後に、当時の特別な事情

からつけ加えて新たに制度ができた
ものでございまして、ただ、その發足の
当時は、必ずしもそれ自体の明確な目
的といふものはつきりいたしてあり
ませんでしたので、御承知のように、
学校教育法の附則でその根拠規定を置
いたといふような実際の状況でござ
いました。しかし、その後、この短期大
学の制度が、この法案の提案理由で申
し上げましたように、社会的いわば父
兄の要望に沿ひまして、経済的にも社
会的にも技術者養成等の要請、ある
いは女性に対する教育機関として非常
におきましても、また学生の教にお
きましても、顕著な發展をたどつて
おりました。ことに、ただいま
御質疑の中にもございまして、
短期大学が女子の高等教育機関とし
て非常に顕著な実績をあげてお
る。この点は短期大学だけでありませ
ん、四年制の大学のほうでもそうで
ございまして、学制發足の当初、私も
考へました以上に、予想以上に女子
の高等教育は拡大しておると思つ
ます。ことに、四年制に比べまして、
短期大学のほうが實際顕著な發展を
してゐるわけでございます。短期大
学のうちの、約十二万ございまして、
その七割は女子の学生であるとい
う状況でございまして、私も、やはり
今後社会が發展していきなす際に、
単に家庭に入るにいたして、あるいは
社会的な活動をするにいたして、
いすれの場合でも、やはり社会の

進歩に見合った高等教育を女子の方が受けられるという事は非常にいいことであり、今後やはり期待すべきものと思つておるわけでございます。従来、暫定的な制度であつたものを恒久化するということも、短期大学制度の將來の發展のための一助になる、そういうふうな考へておる次第でございます。

○小林武君 私の質問のしかたも十分に御理解をいたさうなしかたでなかつたかも知れませんが、いまのお答えに、さらに私ははっきりしていただきたいのは、女子の短大というふうなものが、たとへば文科によつて見ますと、文科系が非常に多い、それから家政系が非常に多い。文科系は二万一千四十七、家政系は四万二千五百三十、九万八千九百四十四のうち、それだけの比率を占めておる。文部省でお示しになつたように、この両者を合せるというところが六〇％だ、こういう一つの傾向ですね、短大にあらわれておる傾向というものは、この傾向は、あなたの見解からすれば、女子の教育を施す点において社会的要請に沿つたものであると考へられているわけであり、これは提案理由の中にあるとおり、これは社会的要請に沿つておられると見られるわけであり、そこで、私はまあ短大出発の当初に戻りまして、短大というものは、一つは、専門学校の救済措置であつた、新制大学なりの。もう一つは、独自の女子高等教育機関として、実験的な意図を持つてこの短大を出発させたというのを、文部省の責任ある者が言つておるわけですから、そういう実験的な意図のもとにこれらの短大のあり方を見て、これによろしいとお考へになつておるか

どうか、女子教育はこれでいくべきであるというふうにお考へなされたのか、その点をお尋ねしたかったわけですか。女子高等教育のあり方について文部省の見解、少なくとも十余年間実験的な考へをやつてきたわけですから、私も、私はもうここで結論を出さないうことが、その点をお尋ねしたい。

○政府委員(小林行雄君) 女子の在学者の中の比率は、たゞいま御指摘のございました文科系並びに家政系の系統がきつめて多いわけでございます。そのうち、文科系は、いわばこれは女子に對する一般教育的なものを見ることのできると思つて、なお、家政系の中には純粹に料理その他のものもございまして、なお保育その他のものもございまして、これはかなり、まあ社会に出て、独立してその生計の資にするというふうなことも行なわれておるわけでございます。いわば一種の一般教養に對する専門職業的な意味がかなり強くなつておると思つて、その他、これは比率は必ずしも多くございませぬけれども、看護、厚生とか、あるいは教育、保育、そういうものもあるわけでございます。いま、一般教養と同時に専門職業教育というところに大きく分布しておるということが言えると思つて、やはり女子の高等教育、ことに短期大学における女子の高等教育のたゞまから申しますと、大筋はこの二つに分かれていくものと思つております。もちろんこの学科別と申すは、系統別の分野ということ、社会の希望する向きによつて、そのフィールドの比率がきまつてくるものでございまして、やはり現状、短期大学のこと、女子教育

の学生数の比率等は、現在の社会の御要望に沿つておるもの、ことにこれを意図的に分野別を計画的に変更するといふようなことは、特別に検討する必要はないんではないか、現状にまかせて私は差しつかえないものと思つております。

○小林武君 ただいまの御答弁を聞いて一面もつともだと思つて、社会の要請といふようなものがあつて、それによつて一つの学科系統別の傾向があらわれたわけであり、そのこと、これを統制しようとか何とかというふうなことは、これはやるべきじゃない、また、そのことは計画の変更の必要もないことであると、私も同様考へるのですが、ただ、私が心配いたしますところは、短大がいわゆる花嫁学校の傾向におちいつてしまつて、そういう女子教育というものが、非常に短大の高等教育における比重が大きいわけですから、女子教育即ちそれがもう花嫁学校であるといふような、そういう傾向の排除は別の形でのいろいろの指導があつてしかるべきだと思つて、特に、たとえば看護、厚生関係の者が非常に不足しておるといふような現状があるわけであり、このことは、いろいろの事情がそれをさうさせておるのでありまして、上からの号令や統制でそれが直ちにどうなるかといふものでもありませんし、さうすべきものでもないと思つて、私は、少なくとも女子教育を考へる場合において、文部省としてはどうしたら一体女子教育を正しく位置づけることができるか、女子教育といふのは必ずしも花嫁学校のような傾向のものではないといふことについて、私はやっぱり

きりした見解だけはこれは持つべきであると思つて、さうでないという、独自の高等教育の実験的意図に立つたといふやうな態度に立つておる、そういうあいまいな態度に立つております、私はほんとうに充実し發展をするといふような道をたどらないのじゃないかといふことを心配するから申し上げるわけであり、なお、この際、ちよつとお尋ねをしておきますけれども、四年制大学に在学中の女子学生といふのは、一体どのくらいの比率を男子学生に對して持つておるか、あるいはおもしろい、これについてちよつとお尋ねをしたいと思います。

○政府委員(小林行雄君) ちよつといふ手元に数字の持ち合わせがございませぬので、調べて、数字がわかればお答え申し上げます。

○小林武君 それでは次の問題に入りますけれども、私は二番目として、やはり短大が専門的職業教育を充実させるということが、やっぱり短大を充実させるという意味に通ずると思つて、これは、国立の工業短大であります。この国立の工業短大というのは、ほとんどが国立の四年制大学の併設であると聞いておるわけであり、この施設、設備といふようなものは、私の聞いている範囲では、たいへんどうも貧弱で、適正な教育ができないという現状であるといふことを當事者は訴えておるわけであり、この点についてはどうですか。

○政府委員(小林行雄君) 国立の工業短大並びに短期大学につきまして

は、これは二通りあるわけでございます。一つは、現在すでに社会で働いておる勤労青年に對して夜間に専門教育を行なうといふのをたててまゝとおるものでございまして、他の一つは、これは別個に独立した工業短大といふものでございまして、先に申しました夜間の短期大学部は、これはそれぞれの大学に併設されておること、ございまして、それぞれの学科に應じて、多少の教員組織を持つておりますが、多くは昼間の大学のほうの教官を併任するといふ形で授業をしておるわけでございます。もちろんこの形のもの、夜、昼あわせて授業するといふことになりまして、その併任の教官に限つては相当労務も大きくなるというところがございまして、専任の教官をできるだけふやしてもらいたいという要望があることは事実でございます。なお、建物につきましては、これはたとえば工業関係等の中におきましては、昼のいろいろの学生の実験等が残つておる場合に、夜の実験を始めるといふようなことが不可能の場合もございまして、特別の実験室をつくつてやつておるといふような実情もございまして、それ以外の、たとえば人文社会系のものにつきましては、大体昼間の施設、設備を使うといふことでやつておるわけでございます。なお、今日の工業短期大学は、一部すでに工業高等専門学校に切り変わったものもございまして、切り変へつつあるものもございまして、なお、不足の当初の形態のままに現在も工業短期大学として当初の目的どおりの事業を行なつておるといふものがあるわけでございます。これらにつきましては、施

は、これは二通りあるわけでございます。一つは、現在すでに社会で働いておる勤労青年に對して夜間に専門教育を行なうといふのをたててまゝとおるものでございまして、他の一つは、これは別個に独立した工業短大といふものでございまして、先に申しました夜間の短期大学部は、これはそれぞれの大学に併設されておること、ございまして、それぞれの学科に應じて、多少の教員組織を持つておりますが、多くは昼間の大学のほうの教官を併任するといふ形で授業をしておるわけでございます。もちろんこの形のもの、夜、昼あわせて授業するといふことになりまして、その併任の教官に限つては相当労務も大きくなるというところがございまして、専任の教官をできるだけふやしてもらいたいという要望があることは事実でございます。なお、建物につきましては、これはたとえば工業関係等の中におきましては、昼のいろいろの学生の実験等が残つておる場合に、夜の実験を始めるといふようなことが不可能の場合もございまして、特別の実験室をつくつてやつておるといふような実情もございまして、それ以外の、たとえば人文社会系のものにつきましては、大体昼間の施設、設備を使うといふことでやつておるわけでございます。なお、今日の工業短期大学は、一部すでに工業高等専門学校に切り変わったものもございまして、切り変へつつあるものもございまして、なお、不足の当初の形態のままに現在も工業短期大学として当初の目的どおりの事業を行なつておるといふものがあるわけでございます。これらにつきましては、施

設、設備あるは教官等、必ずしも私
は不十分とは言えないと思ひます。か
なり技術者養成その他の面から財政的
な裏づけも行なわれておりますし、ま
た、地元の応援等もありますので、教官
の数にいたしまして、施設、設備等
にいたしまして、ある程度整備され
ておるといふのが実情であらうと思ひ
ます。

○小林武君 夜間の工業短大というの
は、いまお話にもございましたように
に、勤労青年の教育という私にはきわめ
て重大な仕事に携わつておると思ひま
すが、そこで、結局、専用施設とい
うものが少ないといふことは、これは
もう短大ができてから、ほんとう
に何年となくこれは言ひ続けられてき
たところだと思ひます。これは当事
者に話を聞いてみましても、専用施設
がとにかくやっぱり制約があるものだ
から、実際、教育の上においては非常
な不便を受ける。たとえば実験等を行
なう場合においても、別個に実験の施
設、設備を持っていればいいのですけ
れども、昼間と夜間で、昼間のものが
ずっとおくれるという場合が、これは
実際にできないという場合が、これは
たびたびあるというようなことは、そ
ういふ訴えがあるわけです。これにつ
いて、私は短大の当事者がもう適正な
教育ができないという現状であるとい
うようなことを訴えているのを見ま
して、まあ、これは短大の中すべて
ではございませぬけれども、職業的な
教育、専門的な教育をするという場
ではあります、それについて、この
際、恒久化を機会に大幅にこれらの予
算の増額、設備の充実、拡充というよ

うなことをやる御意思があるのかない
のか。これは私は文部大臣がどんなお
考えをお持ちなのか、ひとつお伺いし
たいわけでありませぬ。

○国務大臣(難属弘吉君) 大学に併設
いたしております短期大学についての
問題ではないかと思ひますが、先
ほど局長もお答えいたしました、実
情として不十分な点があるように承
つたのでありますが、今回、短期大学の
制度を恒久化せられるということにな
りますれば、もとより短期大学は短期
大学として、その目的、使命というも
のを達成するように文部省として考
えらるるは当然なことだと思ひのであり
ます。したがって、従来、不十分な
点につきましまして、これを逐次充実す
るために努力するといふことは当然な
すべきことだと思ひます。そういうつ
もりでひとつ十分検討させてもらいた
いと思ひます。

○小林武君 私は短大の恒久化とい
うことを出したからには、やっぱり私立
もあるわけでありませぬけれども、私立
はまだ私立の学校の充実ということ
について、政府のやることもあるわけ
です。特に国立の場合、この際やはり思
ひ切った施策を講じてもらいたい。特
に夜間の工業短大とか、夜間のその他
の短大というようなものは、勤労青年
の教育を受け持つておるわけでありま
すから、これにはやはり十分な措置を
していただきたいと思ひわけでありま
す。そこで、私は教員の問題についてお
尋ねするのですが、これは先ほど大体
のお話がございました、やはり短大の
二つの問題点といへば、専用施設の制
約による教育が適正にできないという
ことと、もう一つは、やはり専任教員

の定員の制約ということが問題だ
と当事者は言うわけですが、これは一
体、昼間、夜間の間にどういふ差があ
るのか、教員の配置において、定員に
おいて、それをお尋ねしておきたい。

○政府委員(小林行雄君) 夜間の短期
大学の場合には、昼間の四年制の大学
の教官を併任するといふことがたてま
えになっておられますので、この夜間の
短期大学の学科一学科について一人の
専任教員を昼間の教官にプラスする。
したがって、それ以外の教官は併任の
教官といふことで教員組織を従来ま
めてきておるわけでございます。御承
知のように、昼間の四年制の大学では
一学科当たり四科目といふことで、
それぞれたとえば工業等の場合には、
一、一、一、一といふ、いわば一つの組織
を算算的にはとってきておるわけでご
ざいまして、その一、一、一の教官は
一学科につき四科目といふことでご
ざいますので、その十二人の教官の相
当数のものを、やはり夜間の教育に併
任してそれを活用するといふたてま
えでございます。新たに夜間の学科を
増設する場合には、専任の教官は一人
を増すといふたてまえて、従来予算を
計上しておるわけでございます。これ
が必ずしも十分でございます。これ
やはり夜間の短期大学のほうからは、
この専任教員の増、あるいはさらに部
外からの非常勤の講師の増といふ御要
望がございませぬ。できるだけ、そう
いふ御要望には今後沿うていきたい
といふふうにお尋ねしております。

○小林武君 そういう要望については
ございませぬから、私もたいへんけつこ
うだと思ひますけれども、考えてみ
ますと、昼間の大学の先生が兼務する
という場合、これはやはり限界がある
と思ひます。だから、昼間の大学の率で
もって夜間の大学が教授をそろえらる
か、教官をそろえらるることは、こ
れは無理であつて、併任する者の数を
相当減らしていかないといふと、大学
の当局の話によると、時間表が組めな
いといふようなことも起こつてい
ることを訴えるわけですが、私は何
度もしつこく繰り返すのですけれども、
私はやはり昼働いて夜勉強しようとい
う人間には、やはりもつとあたたかい
気持ちは必要でありませぬ、短大の
性格からいっても、十分教育を充実さ
せるといふたてまえからいへば、やは
り時間表が組めないといふような、こ
ういふ状況は一日も早く克服すべきで
ある、これは文部省の責任であると思
う。それから、夜間の教官に対して夜
間の手当といふものはないと聞いてお
りますが、事務官の場合にはあるが、
夜間の教官にはないと聞いております
が、こういうことは事実ですか。

○政府委員(小林行雄君) 夜間の短期
大学の教官の中で、専任者は本来夜間
で授業するといふことがたてま
えになっておられますので、普通の昼間の教
官と同じこととございまして、特にそ
の上で夜間勤務であるからといふので
特別の手当は従来支給をいたしてあり
ませぬ。

○小林武君 事務官があるといふのは
どういふわけですか。

○政府委員(小林行雄君) 夜間の場
合、昼間の教官を併任する場合には、
それは夜間勤務の手当がつくことは当
然でございますが、夜間の専務者の場
合は、それが勤務の本体でございます

ので、特別の手当はつけておりませ
ん。なお、夜間だけの事務職員という
ものについては、これもやはり教官と
同じでございます。ただ、事務官が夜間
短期大学の仕事をするとした場合、昼
間の専務者が夜間で残るような場合に
は、超過勤務手当をつけておるわけ
であります。

○小林武君 これは私の聞き違いであ
るか、あるいはあなたの方の誤りであ
るか、これはひとつ調べていただい
て、はっきりしてもらいたいのです
が、私は少なくとも大学の人たちから
聞いておるのは、教官にないことは明
らかである、事務官にはあるのだとい
ふこととす。それから、なお、その事
務官に対する夜間の手当といふよう
なものは、全額、事務官の手に入るの
ではなく、何か八分の一程度しか入ら
ないといふことを聞いておるわけ
です。その間のことは正確に私は突き詰
められたいわけではありませぬ。その
点は一ひとつ明らかにしておいて、
こういう点についてひとつずつきりし
ていただきたいといふこと。もうひと
つは、ちょっとしゃくし定木だと思
う。夜が主体だから夜間手当はやらぬ
でもいいという、こういうことはどう
ですか、ほかのものに全部通用しま
すか。これは全部そうなつておりま
すか、夜間勤務の教官に全部夜間手
当は与えないといふことになつており
ますか。

○政府委員(小林行雄君) すべての態
様を思い浮かべるわけではございませ
んけれども、夜間勤務が本来の職務の
方は、通常の昼間の職員の給与のほか

は、通常の昼間の職員の給与のほか

に夜間手を加えるということはいはしておらぬと思います。

○小林武君 それでは次に、短大の主事というものは、これは昼間の学部長が兼任する場合がありますか、これは事実ですか。

○政府委員（小林行雄君） 従来、国立の短期大学、夜間の短期大学では、昼間の学部長が兼任する事例が多いと思

○小林武君 この点もどうですか、考慮する余地はありませんか。昼間の学部長は昼間において学部長としての仕事は私は十分あると思ひます。夜間の工業短大というものは一種の独立的な経営をやろうとすれば、私はやはり夜間の大学の主事というものは兼任である

ということがほんとうに能率を高めるということにはならないと思ひます。ちょっと考えれば、昼間の施設とか、教官のお世話になるとか、いろいろな点において、これは昼間との関連が深いから兼務であつたほうがうまくいく

だろつというものは、私はこれはやはりいささか短大側を軽くみた考え方だと思ひます。多少摩擦が起きて、短大側のほうからやはり独立的な立場で経営するという意向がはつきり出ること

と、それから昼間の大学についても、相当やはり短大側の意向として注文をうんと出すというくらいのことではな

ば、私はほんとうの効果というものはあげられないと思ひます。成績をあげられないと思ひます。うまくいく

だろつというなれ合ひはこの中に生まれました、私はほんとうの短大の教育の充実発展ということ、兼務とい

う場合は不可能であると思ひます。この点はどうぞ、ごさいいますか。

○政府委員（小林行雄君） 前の御質問で答へておりましたように、確かに夜間の短期大学のほうは、専任の教官が十分ございませぬ。したがつて、夜間の専任の教官が短期大学の主事にな

ることが私どもも望ましいことと思ひますけれども、この主事のほかにさらに専務者をあわせて定員の増加をはかるというようなことは、なかなか現実の問題としてむずかしい点がござい

ますが、御指摘の点もごもっともだと思ひますので、今後できるだけ配慮をいたしたいと思ひます。

○小林武君 短大の主事というものはどういうことで定められるわけですか、どういう手続で、これは短大内の選挙ということになりますか。

○政府委員（小林行雄君） これは各大学によって多少違ふと思ひますが、専任の教官並びに兼任の教官で組織する

教官会議でいろいろ話し合つて、主事の候補者をきめて、学長から文部省へ申請する事例が多いように聞いており

ます。

○小林武君 いまの点ですけれども、これはあれですか、短大側の教官が自主的に主事を決定して、そうして、こ

れは短大から文部省にこういう人事になつたということを申請して、そして文部省が発令すると、こういうこと

ですか。

○小林武君 こういう点につきましても、短大主事の決定等につきましても、民主的な方法で選ばれるということと同時に、先ほど来申し上げました

ように、昼間の学部長が兼任するといふような点については、将来やはり短大をほんとうに充実させるという意味

からは避けるべきだと思ひますので、その点については、そのような指導なり助言なりがあつてしかるべきだと思

うわけでありまして、そこでちょっとお尋ねいたしますが、短大では卒業生を

十一回出しておるといふので、採用後の評判はたいへんよろしい、こう聞いておるん

です。私立大学の工学部に比較して決して劣らない、まさつても劣らないとい

うような、こういう業界からの評判をとつております。こう言われるのであります。かつて文部省が高専をつ

くるときに、短大は科学技術者の養成に不便であると思つて、高校のカリ

キュラムと短大のカリキュラムは別々であるから、これでは科学技術者の養成にはまことに不便である、ま

こととこの字までついでいるのです。こういう考え方が文部省の中にある。しかし、事実はどうであるかとい

うば。そういうふうにあなたたちお考えになつていますか。

○政府委員（小林行雄君） 夜間の国立の短期大学、これは御承知のように、現在すでに実社会で働いている勤労青年

に対する教育機関でございまして、これは年限も三年といふことでやつており

まして、非常にそこで教育を受ける学生も熱心でございまして、これがやはり卒業後産業界へいく場合に、た

だいま御質問の中にもございまして、御承知の相対的に高く評価されておるの

が事実だと思ひます。なお、一般的に申しまして、これは単に国立だけとい

うことではございませぬ、私立を含めた昼間の二年の短期大学の場合、工業

関係の技術者を養成するやうな場合には、御承知のように、現在の短期大学

制度が、現在のと申しますか、従来の短期大学は、やはり四年制の大学のい

わば一種の縮図と申しますか、縮刷版のやうなものになつておりました、半分は一般教育をやる、半分は専門教育をやる

といたしまして、やがて工業技術者を養成するやうな場合、必ずしも実社会の期待するやうな卒業生が出ないとい

ういたします。高等専門学校は必ずしもこれに対する批判にこたえるといふこと

だけではございませぬけれども、やはり中学校の卒業生を入学資格とするやうな五年制の教育機関、しかもこの五年間

に一般教育をやる、もちろん一般教育を重視するわけじゃございませぬけ

れども、専門教育について五カ年間の一貫教育をやるやうなことで制度が

発足したわけではございまして、まだ現在、国立で申しますと三年生どまりで

ございまして、今後、卒業生の出るの

は二年先になるわけではございませぬが、従

来、この工業の中堅技術者の養成の点

については短期大学の卒業生より、幾分

これは自画自賛も多少ありましようし、自分の育てた学生がよく見えるのはあたりまえですから、その歩引きは多少いたしまして、私立の四年制の大学を出た者に、業界としては決して見劣りがしない、むしろまさった面もあるというふうなことも評判として持っているというふうなことを言われておるのでありますが、こういう点は、私はいま高専の論争をここで蒸し返そうとは思わない、そんなときじゃないんですから。高専は高専としてひとつしかりやってもいいと思えますけれども、短大を、いまの局長のような考え方、先入観があつて、短大というものは高専よりか、やっぱり職業、専門的教育においてはだめなんだというふうなあれは持たないようにはしてもらいたいと思つて、私は短大の教育というものをうんと充実させるんだ、そこにある問題をとにかく極力文部省が解決してやるように、施設、設備、教員の配当その他いろいろな教育条件の整備については全力をあげてひとつつややつややるんだというふうにお考え願いたいと思つておられます。

○政府委員(小林行雄君) 私は高専の教育を通じての技術者養成のことを申し上げましたが、だからといって、短期大学での技術者養成がこれはだめだというふうな考えは持つておられません。ただいま御指摘のごさいますように、短期大学は高等学校で三カ年の一般教育をやつてきておる。しかも、短大で最近では教育課程の改定等も行なわれておるので、高専とは違った特徴があるのは事実だと思つておられます。ただいまお話のごさいますように、今後この短

期大学制度が恒久化されることに従つて、一そう短期大学の現在ある学校についての当然充実をはかつて、その教育もしっかりとつたものができるようにいたしてまいりたいと思つておられます。

○小林武君 文部大臣に一つお尋ねをしたいと思いますけれども、まあ金がからぬといふことが提案理由の中でも短期大学のひとつの特徴といひますか、と言つておられます。これは私は四年が二年だから、半分しかかからぬだらうという、そういう式の算術ではだめだと思つておられます。ほんとうのことを言つて、私はいわゆる花嫁学校的に、きらびやかな女子の教育の場合なんかは、案外かかつておるんじゃないかと思つておられます。だから、そういう式の、二年だから金がからぬといふ、そういう簡単な割り切り方では私はずいと思つておられます。短期大学は、やはりなるたけ金がかからぬほうがよろしいと思つておられます。これは父兄の立場、学生の立場から金のかからないほうがよろしい。そういういたしなす、その点で一番提案理由どおりだと思つておられるのは国立の短期大学、特に昼間働いて夜間勉強するといふような、こういう大学は、まことに勤労青年のために有効な施設になつておると思つておられます。私はこの前のどなたかの質疑の中に出ましたお答えの中に、文部大臣としては、あまり国立の短大についてはおぼやかしい、いま気持ちが悪いといふようなお話があつたのですが、私はそうではななくて、もつとやはり、特に勤労青年を対象にして、向学心に燃えているところの人たちを大いに満足させてやるような短大を、積極的に国立でつくるべきだといふ意見を持つておられるのです。

のことは、必ずしも私はとつてびな考え方ではないように思つておられます。いわゆる技術者の不足といふことが、三十万であるとか、四十万であるとか、五十万であるとかいふことが言われておる。また、日本の実情だけではなくて、たとえアメリカにおいても、あるいはアメリカとは違つた立場のソ連とかいふような共産圏の場合においても、夜間の学生の占める比率といふものは非常に大きいのです。そういうことを考えますと、ことに、文部省として国立短大を増設するといひますか、そういうことがほんとうにやりぬかれたら、私は何といひますか、経費の軽減といふようなことが短大の特徴になるような気がするのです。短大といつたら、とにかく私立にまかしておけといふようなやり方では私はずいと思つておられます。国立の問題も考えますけれども、同時に、私学の方面のことについて、このまま放置はできないのじゃないか、そのままの意味でいろいろ検討してまいりたいと思つておられます。

○国務大臣(藤尾弘吉君) お話の御趣旨はよく承をいたしました。ただ、あまりはでなことを御答弁することはできないのでありまして、文部省として、四年制大学については、もつと充実にいたしなす、また、新しい国立高専といふようなことも出てまいりました。これについても充実にいたしなす、これについても充実にいたしなす、これは予算の制約もいろいろあるわけでありまして、先ほど申し上げ

たような趣旨からいつても、短大を恒久化するといふことのためには、少なくとも政府もその点についての非常な努力を要するのだといふことをまずお考えおきを願ひたい、こういうことなんです。それから先ほどちょっと触れましたけれども、短大の卒業生がやはり基礎的な学力において若干の問題があるとか、あるいは語学の力において多少おくれおつておると、そういう点を痛感しておると言われました。高専の卒業生といへども、そういう問題が、やはり将来職場に出ていろいろな立場を得た場合に私が出てくると思つておられます。そこで、短大の場合には、四年制大学に編入するといふ一つの道筋がはつきりしているわけでありまして、これは一体どのくらい年間四年制大学に編入されているかどうか。

○政府委員(小林行雄君) 従来の実績から申しますと、大体卒業生の六割ないし七割の数が四年制のほうへ編入されておるといふのが実情でございます。

○小林武君 その場合は、一体、科目系統のほうからいつたらどういふものが、女子とか男子とかいふ別は別ないわけですか。いまなければ別にお答えしなくてもけっこうなんです。それを尋ねるといふ理由は、やっぱり大学に、四年制のほうに進めるのだといふことをうたつておられる限りは、道は開かれてなければならぬ。その場合のやはりいろいろな計画もあることとでありまして、お尋ねをするわけでございます。

○政府委員(小林行雄君) やはり教から申しますと、文科系、それから法商系、それから工業系あるいは家政系い

第六部 文教委員会会議録第三十一号 昭和三十九年六月九日【参議院】

ろいろな分野にわたってありますが、実数から申しますと、これは去年の六月の調査でございますが、文科系で約八割の七百八十八というのが四年制に入學しております。それから法商系では一・二％の六百九十六という数字でございます。それから工業系では一五・六％、六百三十九人、それから家政の系統では二・五％で四百四十人という数字でございます。なお、それ以外の分野にも多少ずつございまして、大体大きな数字から申し上げますと、以上申し上げたような現状でございます。

○小林武君 その点については、私は一応短大側の実情というふうなものをちょっと聞いたことがあるのでありますが、だんだん年々狭められていくというふうな、こういうことを申し上げております。これはただし国立の場合であります。年々やはり狭まる傾向にあるというふうな聞いていまして、それが、これはひとつ、もしそれが事実であるとすれば、そういうことにならないように、短大の一つの特徴点としてやはり十分に生かしていただきたいと思っております。それから、これは高専の場合はどういうことになりまして、四年制のほうに入るといふ場合に、どういふことになりまして、

○政府委員(小行雄) 御承知のようには、工業高等専門学校が創設されましたときには、制度として、この工業高等専門学校を袋小路にしないといふたてまえから四年制の大学への編入の道を開いております。学校教育法の七十条の八にその根拠規定がございますが、ただ、具体的に、高専の卒業生をどういふ学部でどういふ学年に編入

するかということにつきましては、大学の意見、あるいは国立と公私立等の意見がまともにおおむね一致してはございません。しかし、だんだんこの卒業の時期も近くなつてまいりますので、今後、文部省として、各高専なり国立大学と連絡をとりながら、その制度の問題を検討したいと思っておりますが、ただ原則として、とにかく高等専門学校の卒業生が大量に四年制の大学に入るといふことは、制度創設の趣旨から言つて、必ずしも本旨ではございません。特に特殊のすぐれた学生で志望のある者に、そういう機会を与えたいといふようなことは考えたいと思つております。

○委員(中野文門君) 本法案に対する本日の問題はこの程度にいたしまして、教育、文化及び学術に関する調査中、埋蔵文化財に関する件を議題といたします。

○委員(中野文門君) 引き続きまして、教育、文化及び学術に関する調査中、埋蔵文化財に関する件を議題といたします。

○委員(中野文門君) 引き続きまして、教育、文化及び学術に関する調査中、埋蔵文化財に関する件を議題といたします。

○委員(中野文門君) 引き続きまして、教育、文化及び学術に関する調査中、埋蔵文化財に関する件を議題といたします。

○委員(中野文門君) 引き続きまして、教育、文化及び学術に関する調査中、埋蔵文化財に関する件を議題といたします。

○委員(中野文門君) 引き続きまして、教育、文化及び学術に関する調査中、埋蔵文化財に関する件を議題といたします。

と一緒になりまして、こういう調査があったというふうな事情でございます。○小林武君 それは何かの間違ひではありませんか。齋藤技官が調査にいらなつておるのではございませんか。○説明員(平間修君) いろいろ茨木市のほうにおける調査、これに對しまして文部省としての意見というふうなものをお聞かせいたします。○小林武君 それは発掘調査という、こういうことはやっておらないといふ意味ですか。○説明員(平間修君) 文部省自体が主体になつて発掘調査をしたのはない、こういうことでございます。○小林武君 たいへん専門的な御意見をお聞かせいたします。それでは齋藤技官が府の考古学者によつて將軍山古墳を調査いたしました、その結果、発掘に当たりました結果を報告されて、文化財保護委員会の齋藤技官がそこにいかに保護されたのか、その報告を聞いては、これはもう破壊されようとしてゐるわけですか。そういう状態の中でこれを保存するかどうかという問題もその中に出現するわけですか。それに対していまの程度のお考えは、それに対する、まことにどうも残念だと思つておられます。これはあなたも専門家でもないし、私も専門家ではないわけですか。でも、この古式、古墳といふものは四世紀の古墳、古墳としては一番古いのですね。古墳の発生期のものです。だから、あなたもおっしゃつたように非常

なところに、現地にいたのは二、三日くらいに聞いておりましたので、特に取り立ててこれといったようなものは、ない、しかし、比較的数の少ない古墳前期のものであるといふような意味から、もう少し綿密な調査を行なうようにといふ指示をしてきた、大体以上が齋藤調査官の報告の概要でございます。

○小林武君 直接おいでになつたのではないから、こういうことを責めるということはおかしいけれども、ちょっと雑な感じがします。そういう答弁は、葺石があつたように思ひますか、少々あつたように思ひます。そんなことは写真を見ればわかるのです。そういうふうなお話を聞くと、黙つて聞いてみると、そんなものは三文の値もないような話にだんだん發展して、少くとも、少くとも齋藤さんという方はその道の権威でいらつしやると私は聞いています。そういう方が報告されたものとは私は納得ができません。一体、將軍山古墳といふものが、どういう価値があるのか、そのことが明らかにならなければならぬし、発掘調査をされてゐるのですから、現在、しかも、これはもう破壊されようとしてゐるわけですか。そういう状態の中でこれを保存するかどうかという問題もその中に出現するわけですか。それに対していまの程度のお考えは、それに対する、まことにどうも残念だと思つておられます。これはあなたも専門家でもないし、私も専門家ではないわけですか。でも、この古式、古墳といふものは四世紀の古墳、古墳としては一番古いのですね。古墳の発生期のものです。だから、あなたもおっしゃつたように非常

なところに、現地にいたのは二、三日くらいに聞いておりましたので、特に取り立ててこれといったようなものは、ない、しかし、比較的数の少ない古墳前期のものであるといふような意味から、もう少し綿密な調査を行なうようにといふ指示をしてきた、大体以上が齋藤調査官の報告の概要でございます。

なところに、現地にいたのは二、三日くらいに聞いておりましたので、特に取り立ててこれといったようなものは、ない、しかし、比較的数の少ない古墳前期のものであるといふような意味から、もう少し綿密な調査を行なうようにといふ指示をしてきた、大体以上が齋藤調査官の報告の概要でございます。

なところに、現地にいたのは二、三日くらいに聞いておりましたので、特に取り立ててこれといったようなものは、ない、しかし、比較的数の少ない古墳前期のものであるといふような意味から、もう少し綿密な調査を行なうようにといふ指示をしてきた、大体以上が齋藤調査官の報告の概要でございます。

なところに、現地にいたのは二、三日くらいに聞いておりましたので、特に取り立ててこれといったようなものは、ない、しかし、比較的数の少ない古墳前期のものであるといふような意味から、もう少し綿密な調査を行なうようにといふ指示をしてきた、大体以上が齋藤調査官の報告の概要でございます。

なところに、現地にいたのは二、三日くらいに聞いておりましたので、特に取り立ててこれといったようなものは、ない、しかし、比較的数の少ない古墳前期のものであるといふような意味から、もう少し綿密な調査を行なうようにといふ指示をしてきた、大体以上が齋藤調査官の報告の概要でございます。

に数が少ないのです。しかもその規模が非常に大きい。先ほど葺石の話が出ましたが、自分たちの推定よりも大きかつたといつて発掘者がびっくりした。それから七十メートルのものと考へておつたのが百五十メートル程度のものとわかつたといふこと、さらにびっくりした。そういう考古学上重要なものであるから、齋藤さんがわざわざ現地の考古学者の報告によつておむもかされたわけですから、たつたそれだけしか報告がないというのには私には納得がない。これは文化財保護委員会としては、どんな態度で文化財を保護しようとしてゐるのか。埋蔵文化財に対する考え方、一体どうなのか、疑いを持たざるを得ない。このごろは週刊誌にまで書かれてゐる御存じでしよう、あなたたち。大体、週刊誌に書かれるというふうなことになつたらうな、ないです。たつたそれだけでいい。

○説明員(平間修君) 御承知かと思つて、四月下旬から発掘調査にかつたわけでございます。齋藤調査官がまゐりましたのは五月の中旬、たつた記憶しておりますが、その間二週間ちょっと経過したやうな状態でございます。まことに、まことに調査の途中でございます。齋藤調査官として、まことにどうも残念だと思つておられます。これはあなたも専門家でもないし、私も専門家ではないわけですか。でも、この古式、古墳といふものは四世紀の古墳、古墳としては一番古いのですね。古墳の発生期のものです。だから、あなたもおっしゃつたように非常

なところに、現地にいたのは二、三日くらいに聞いておりましたので、特に取り立ててこれといったようなものは、ない、しかし、比較的数の少ない古墳前期のものであるといふような意味から、もう少し綿密な調査を行なうようにといふ指示をしてきた、大体以上が齋藤調査官の報告の概要でございます。

なところに、現地にいたのは二、三日くらいに聞いておりましたので、特に取り立ててこれといったようなものは、ない、しかし、比較的数の少ない古墳前期のものであるといふような意味から、もう少し綿密な調査を行なうようにといふ指示をしてきた、大体以上が齋藤調査官の報告の概要でございます。

いうふうな考えておいたわけでございます。

○小林武君 どうも話があまりに粗雑なんでもびっくりするのです。六月九日です。期限が来ているのです。元来、六月九日を期限として前方部の発掘調査を終了して、そうしてこれを取りこわして、取りこわしたあとには日通の研究所をつくる、寮をつくる、こういうようなことになっているのです。それを現地としては二十五日まで何とか延ばしてもらいたい、こうせつば話まっている。きょう六月何日ですか。部分的でございますからなんという、ほんのわずかしら調査してありませんの何とも申し上げられないという、いまの段階ではそういうあれじゃないじゃないですか。

○説明員(平間修君) おっしゃるとおり、最初の調査期間というのは六月十日、その後延びまして二十日ということになっておいたわけでございますが、たいへん詳細な記録調査を、保存のための調査をするためには期間が足りないというふうな話も承りましたので、私のほうといたしまして、その後、委員会と協議いたしました、大体前方部の調査というものは七月の一日、六月一ぱいというところまで調査期間を延長すると、こういうふうに話が会社社の方とも協議の上進んだというふうな報告を受けておりますし、後部にもありますところの、前に調査発掘しました結果出ておりますところの石室、これも今回の調査におきまして移転し、復元するというような計画になっておられるわけでございますが、このほうの移転のほうは七月一ぱいまでやってもらえばよろしいと、こういう

うように話し合いがついたというふうな報告を受けてまして、調査期間のほうはまあ一応調査に遺憾のないようなところまで延長できるようなふうになつたわけでございます。

○小林武君 調査期間が月一ぱいまでは認めるところまではいいつたわけですね。そうすると、あれですか、文部省の保護委員会としては、それを終ったならば、これを破壊していいという、こういう態度を決定しているわけですか。

○説明員(平間修君) この古墳の措置につきましては、いろいろいきさつもございまして、初め私たちがしましては、できるだけこのような古墳は保存すべきではなからうかというふうなことで、大阪府及び茨木市の教育委員会とのほうへお話ししたのでございすけれども、まあ指定も現在されておられたか、そういうふうな事情、それから類似のものも数個ほかに存するというふうな事情もありまして、なお土砂くずれ等による災害の危険というふうなこともございまして、そのまま残しておくことにしたことはないけれども、いま申し上げたような事情によりまして、むしろこれは地元の意向もそういうふうになりなりましたので、完全なことができるだけ詳細な記録保存しておいて、こういうふうな腹をきめたわけでございますが、その結果、地元の方でもそれを納得して、調査員の方も納得して調査にかかったというふうな経緯がございまして、これを調査して、私どもとしてはできるだけ詳細な記録を保存しておくというふうな措置に、残念ですけれども、そういうふうに踏み切ったということでございます。

ども、今後、記録保存と、それから地元の方の考えておられます石室の復元というふうなことで、この古墳はそういう形で保存しておく、こういうふうな考えでおられるわけでございます。

○小林武君 非常に私にはびっくりしたわけですね。文部省がこの破壊に踏み切ったということは、先ほどのあなたの話だということ、斎藤技官もまだはっきりした見解を持たないような御答弁でありましたけれども、そうすると、斎藤技官もこれに賛成をされたわけですか、いま斎藤技官は技官ではないかと思われませんか、斎藤技官もそれからお考えになった、それから文部省の文化財保護委員会もそれを認めた、それから現地の考古学者は、私の聞いていた限りでは、第一級の古墳として保存すべきだというのが、関西の保存委員会の結論だということを聞いておりますが、現地のあれも納得して、そして破壊はすでに文部省によって踏み切られた、こういうふうな御答弁だと思いたのですが、それは間違いありませんか。

○説明員(平間修君) 先ほどちょっと申しましたように、まあこういう埋蔵文化財で相当価値の高いというものは、私どものほうとしては、できるだけ保存していきたいというのが基本方針でございます。したがって、私たちがしましては、現地に對しまして何らかの方法を講じて保存できないかというふうな指示も、場合によって、国の相当の援助ということも、あらゆる面で援助もいたそうというふうなことをサセストしたのでございますけれども、先ほどのような事情で、茨木市教育委員会、それから府の教育委員

員会、それからこれをやはり地元としても、いろいろな事情から完全な記録の保存をすることもまたやむを得ないというふうな意見がございまして、むしろそういう意見を受けまして、文化財保護委員会としても、それならば、残念だけれどもやむを得ないというふうな踏み切ったという事情でございます。

○小林武君 あなたの御答弁の中でことばじりをとらえるわけじゃありませんけれども、事が事だから、やっぱりはっきりしておかぬかと思ふのですよ。あなたの見解では、將軍山古墳には類似のものがほかにあると言うんだが、どんな類似のものがありますか。私はそんな類似のものがどこにもどこにもございまして、ということには考えておらないですよ。

○説明員(平間修君) 現在史跡に指定されておる前期古墳のものを二、三申し上げますと、山梨県に銚子塚古墳、同じく、銚子塚古墳と名称は全く同じでございますが、福岡県にやはり同じ名称の古墳、それから兵庫の処女塚古墳、それから滋賀県の瓢箪山古墳というものが、この時代の古墳に属しておるといふことでございます。

○小林武君 私はあまりこの面についての知識はないものですけれども、古墳のあれですか、古墳を山梨県にあるとか、福岡県にあるとか、兵庫県にあるとか、それがいわゆる前期の少なくとも古墳の大体発現期に出たものであるからというふうな判定で、それがあつたら、ふちこわしてもいいということになると、一体、文化財保護委員会の使命というのはどこにあるのですか。また一体、古墳を保存しなさいかぬ

という意味がなくなるんじゃないですか。大和朝廷というふうなもの、この古墳との関係というふうなことはどうなるわけですか。私はそういうものの言い方をしていたら、前方後円墳が一つありゃいいんで、あとのものはみんなふちこわしてもいいんだというふうな話だつて、乱暴な話だけれども成り立つのですよ。そういう非常に飛躍したあなたたちの論理です。一体一つをもつて全部を推察できるというふうな、そういうものの考え方、文化財保護委員会というものは、埋蔵物ばかりでなく、その他の一般の文化財に対してお考えを持っているとしたら大間違いでありませんか。私はそういう答弁を文化財保護委員会のほうから聞くということはまことに心外なんです。私は必ずしも全部残されるものだとは思わないです。あなたの

おっしゃる通りに、記録調査をし、発掘し、調査をして記録にとどめるとか、学問的な研究を十分やって、そしてやむを得ないというものだって、国土の開発の中から出てくる。しかし、そのうちでも第一級というふうなもの、代表的なものは、これはやはり日本の文化財として、民族として残さなきゃならぬ問題だと思ふ。そういうたてまえに立って文化財保護法もあるし、委員会も私は存在するんだと思ふのですけれども、そういう乱暴な言い方で、一体それはあれですか、考古学者の間で通用しますか。われわれしろうとの中でも通用しない議論だと思ふますがね。

○加瀬完君 関連。私も専門家ではありませんから、またあとで間違つたら御指摘をいただきたいと思ひますが、福

岡とか、山梨とか、兵庫とか、兵庫は同じ近畿で近いにしても、福岡、山梨と、この地域の違った古墳が、時代が大體同じだからといって、この埋蔵されている内容が同一形式のものである、あるいは同一内容のものであるという推定はちょっと無理ではないですか。私は先ほどお話を伺って、同一地域、同一年代と推定される古墳がもっとたくさんその近所にあるので、これは一つお話しななと思つて伺つておつたのです。そうじゃないのです。同一時代、同一地域ということではなければ、しかも、それは発掘して非常な価値のある内容だということが明らかにされたんでしよう、それをただ記録にとどめるといふだけで、あるいは石室を何かどっかに持って行って復元するといふだけでお話しして、文化財保護といふものは成立しますか。

○説明員(平間修君) おっしゃる通りに、その場所にあると同じ時代のもので、同じ場所にごく近傍にあるといふようなこと、まあ他の事情によつてこわすといふ場合は、一番わかりやすいといふ気はいたします。したがういして、私たちがこの將軍山古墳といふのは、やはり残しておくことにももちろん越したことはないのだけれども、その他の事情によつて、まあ端的に申せば、公共事業との調整といふことを考へて、この場合はやむを得ず、残念だけれども、やむを得ずといふ措置をとつたし、地元の方もそういう意見に一致し、今後の保存といふことについて、地元ではそれほど積極的ではなかつたといふ事情も加味されて、今回の措置をやむを得ずとらざるを得

なかつたといふような事情でございます。いま小林委員のおっしゃることに、すべてがそういう考えでいくといふことはもちろん毛頭ないわけでございます。この場合はこういう措置をとらざるを得なかつたといふ事情を先ほどから申し上げておつたわけでございます。

○加瀬完君 その公共性といふことが、先の小林委員の御指摘のような事情だということになりますと、公共性が非常に高いということになりますか、その地域を何か特別工作をしなれば、付近の生活が非常に危険にさらされるとか、あるいはその地域の開発のために、その点に何かをしなれば必要欠くべからざるどころだといふようなことのように受け取れなかつたのですが、地元がどういふ言ひでも、文化財保護委員会としては、残すべきものならば、地元を説得して残さなければならぬといふ使命といふものがあるのです。ただ、地域の要望だからといひまして、地域の要望といふのは、これはしろうとの希望が大部分です。考古学者とか、あるいは歴史の専門家といふものが、特別にその開発について意見を申し述べているといふことは少ないわけですね。文部省も予算も出して、残してもいいという考えがあるならば、当然これは地元にもつと文化財といふものに理解を与えて残すように協力をさせる、それが指導、助言ではないですか、どうでしょう。

○説明員(平間修君) 最初のほうの話の公共性と申しましたのは、一般的な場合も含めましたわけでございますけれども、この場合は、先ほど小林先生からお話しがありましたように、日通

不動産株式会社という会社が、この土地をとつたあとに、その住宅と業務研究所をつくりたいと、こういうふうなことで、もちろんその土地は日通不動産会社の所有物になつていくわけでございます。それに、その丘陵のすそのほうに五、六軒の民家があるわけでございます。すけれども、たびたび土砂が降り込んで、五、六軒の中にも土砂が降り込んで、よつてうちの中にも土砂が降り込んで、たといふような事態もあつたのでございませぬ。その住民の方たちは、今後の大雨といふようなものによつては、人命にも関係するといふおそれが多分にあるといふような事情もございまして、そういう事情のときに、私たちが府における買取りなり、あるいは買取りばかりでなくて、もちろん土砂が降り込んで、おっしゃるような工事もすべきじゃないかといふようなことで、相当、おっしゃるような指導、助言はしてみたわけでございます。もちろん文書でもそういうものを差し上げ、そのほか、もちろん電話等によつてもそういうことを何回となく話したわけでございます。先ほど来申し上げていふような緊急性やらの事情で、地元としましても、先ほど申し述べたように、ごさいませぬけれども、やはり記録保存といふもので、まあやむを得ないという結果になつて、私たちの話に対するそういうまあ答えもあつたというふうな事情でございます。ですから、おっしゃるに、相当の価値あるものならばそれは保存するといふのが大事じゃないかといふことで、従来からもずっと指導及び助言はやつておつてまいつておるわけでありませぬ。

○小林武君 私はね、やっぱりもう少し、保護委員会だからね、まともなひつと答弁してもらいたいと思つたのです。これに類似するものがあるというなら、同じ茨木市に紫金山の京都大学が発掘したものがあつたのです。それがあつたにもかかわらず、これはさらにそれを上回る第一級の古墳であるといふところ、この古墳の重要性が言われておるわけですね。それを、山梨県にあるとか、福岡県にあるとか、そういうふうなことは、私は今後あなたたちのほうでは言つてもらいたくないのです。ほかの、しろうとの方だとか、それから無関心な人が言うならば、けつこうですけれども、文化財保護委員会の方がそういうことをやつたら、建設省にしても道路公団にしても何にしましても、みんないまいろいろ文化財をこわさなければならぬような立場の人がたくさんいる。そういう人たちに、これほど悪影響を及ぼすかわからぬと思ひます。あなたたちは保護委員会じゃなくして破壊委員会になつちゃう。そういうもの、言ひ方はしてもらいたくないし、もう一つあなたの緊急度の問題だけどもね、私はあまりしつこく言いたくないのだけれども、ここにかけくずれがあつたことは事実だ。ここに写真はありません。そのうちの、あぶないといふのはほんの一軒か二軒だつた。それも、石垣を組めば、決してあぶないといふような、あぶなくて人命にどうするといふような問題ではない。手当てを加えれば幾らでもこれは防げる問題である。そういう事情もあつて、しかも先ほどあなたもおっしゃつたけれども、発掘したところが基石があらわれて、あまりにも規模が広大な

もので、文部省に公文書でもって市立の博物館から、府教委からきていふわけでしょう。それによつて斎藤さんが出かけた。私はそういう斎藤さんの一報報告が、どんな報告であつたか知らぬけれども、大體いまままであなたのおっしゃるようなことで、報告でもつてこの取りこわしを認めたといふことになる、きわめて不明朗だと思つたのです。あなたは一体この発掘調査のために、一体だれが金を出していると思つておるのですか。どこが金を出しているんですか。この金は文部省から、府教委からも、教育委員会からも一銭も出ていないで、日通から四百万円、地主から百万円と、たしかこのくらの金を出しているのじゃないですか。初めからこいつはもうとにかく———もつともこのことだけではありません。私にはまあ文化財保護委員会のやり方、それからこれからの運営のしかたに重大な問題だと思つた。ここなんです。一体そういう埋蔵物の文化財を持つておる人たちが、自分で金を出して調査するといふことは、破壊を認めるといふことの前提みたいなものなんです。そういうやり方をあなたたち自身がやらざるを得ないといふのは、もうあなたたちの罪じゃないか、あるいはもう根本的な法の欠陥といふか、あるいはもう運営の欠陥といふか、とにかくもう問題点です。弁天山の古墳の場合には、丸紅飯田が一千万円の調査費を出している。そうしてそのあとが岡地、ゴルフ場です。これももう考古学界ではきわめて明らかない事実はないですか。金さえ出して、調査費を出せば、調査したらこわして、もよろしいのだといふことになつて、

もよろしいのだといふことになつて、

ほとんど破壊されていくようなことになるのじゃないですか。私はそういう点が非常に問題だと思っております。まあ悪く言えば、金を持っているものは、史跡に指定されたり、あるいは史跡を含んでいるところ、古墳を含んでいるところ、そういう埋蔵物文化財を持っているような地主をたいて、たたく買いをし、そのあと調査をして、結局軽く調査をして、あとはこわせばいい、こういうやり口でいったら、日本の埋蔵物文化財なんていうものは一つもなくなっちゃう。だから週刊誌にもそういうことを書いています。これは週刊誌が興味本位に書くようになっていたらもう私はおしまいだと思う。この点については、一体こういうやり方を今後認めていくつもりなのかどうか。大体調査費をとってしまつて、調査費をもう承諾して調査をやるなんというところは軽率ではありませんか。重要なものであるならば指定をするとか、手当てを講じておいてやるべきじゃないですか。これはもうあなたを責めてもしょうがないということはおわかってはいるのですけれども、あなたは係だからしかなかったが、あきらめて聞いてもらわなければならぬと思うのです。結局あれですか、そうすると、これはあなたのほうではもう手のほどしようにない、日通から四百万円、地主から百万円出してもらつて調査をやつたのだから、もうこれは破壊を前提とした調査で、調査した記録が残ればやむを得ないという、こういう結論ですね、文化財保護委員会、そう確認してよろしいですね。

○説明員(平間修君) もちろん調査費とかというようにことについて、不足

第六部 文教委員会会議録第三十一号 昭和三十一年六月九日【参議院】

というようなことがあれば、国でもそれは補助金というようにも考えられるというように考えは初めから持つておつたのでございますが、そういう調査費については、中の振りかえ等によつて目下のところまあ十分であるというように報告がまいりましたので、その調査費五百万円、総計五百万円、その中に復元費が百八十万円ばかり含まれていて、それでございますが、それについて完全な記録を保存し、そして遺物等についての今後の調査、遺物の出ぐあい、従来の遺物のそういうようなものを保存するというような場合に、保存後に對する国の助成というようになことも考えたいというふうな考え方で、この古墳の措置はいたしたいというふうなことを考えているわけでございます。

○小林武君 文部大臣にお尋ねしたいのですがね。一体いまのようなやり方というものはどうですか、考慮の余地がありませんか。一体、調査費をこわすほうの側から取つて、これはもう弁天山のときには丸紅飯田が出している、一千万円。これを改めないといふと、なくなる、私は一切の文化財が破壊されるという気がするのですが、この点どうですか。

○國務大臣(灘尾弘吉君) 先ほど来お話を伺つておりました、実は私はこの問題については事実を聞いたこともございせん。承知いたしておらないので、先ほど委員会へ出てくる途中、廊下で社会党の亀田さんからちょっと話を伺つたようなこととございまして、事実を承知いたしておりましたので、具体的問題について意見がましいことを申し上げることは差し控えたいと思

います。ことに文化財保護委員会のほうの問題でございまして、私自身といたしましては、これについての意見というものは、ここでかれこれ申し上げることは差し控えていたいただきたいと思つております。ただ、一般的な話として考えます場合に、ちょうどこのよ

うな問題、ある意味におきましては、日本の文化財というものが、ことに近畿地方あたりになりますという、まあ受難時代といつてもいいのじゃないかというふうな気持ちもするのであります。いろいろな文化財を持つておる地域が、そこに新しい時代の新しい要求に従つていろいろなものが開発せられて

いまして、それとの間にどういふふうな処していったらいいものかというところが、おそろく文化財として最も悩みの多い問題じゃないかと私は思つてございまして。今回の問題につきましては、文化財のたいたい話を聞いたところであります。調査をし、または記録をとるべきものは、復元すべきものは復元して、一応この点は文化財のほうの何といふ形になっておりますか、そういう形になっておりますが、そのように考えるわけでありまして、その判断のよろしいか、よろしくないかといふことについての私の意見は、ひとつ差し控えておきたいと思つておられます。また、いまお話しになりました調査費等の関係につきましても、これはよほどわれわれといたしましては気を付けなければならぬ問題じゃないかと思つております。ただ、調査費をもちつたといふことはすなわち破壊することだ、こういうふうな姿に

調査した結果、まさしく保存すべきものといふことになりますれば、保存しなければならぬといふことになるわけでございます。それがもう破壊の前提であるかのごとき姿において調査費といふものが出されるか、受け取るか、こういうふうなことにしては、文化財保護委員会のほうとしても、十分とつ考えていたいただきたい問題だと私は考えております。

○秋山長造君 大臣にちょっとお伺いしますが、文部省の關係で大臣の権限と、それから文化財保護委員会の権限とがどういふ仕組みになっておるかというふうな問題もありませんか、

から見れば単なる行政官庁内部の問題だと思つては、やはり一國の文化財保護行政ですから、終局的にはこれは文部大臣のところへ問題が持ち込まれてくることになるだろうと思つております。そうでなければ、また文化財保護委員会だけでやれと言われましても、それもいろいろな面からいって非常に弱体だと思つて、気の毒だけれども、御承知のように、いまだこもかしこも開発ブームで、しばしば狂気じみた開発ブームですね、日本全国津々浦々までです。この開発ブームといふものと文化財の保護行政といふものは、これは必然的にも至るところでかち合ひ、抵触したといふことになつておられる。それでいまおっしゃるとおり、ほとんどの場合、これは文化財のほうに負けているんじゃないかと思つておられます。事実上、地域開発ブームに押しまわられて、資本の力に押しまわられてしまつて、文化財保護委員会のほうは、結局いろいろやつてみても

泣き寝入りというふうなことで、みすみす貴重な文化財がこわされていってしまふといふことが、もう偽らざる実情じゃないかと思つております。この点は、これはもう文化財保護委員会だけにまかしておくと、あまりにも相手の力が強力過ぎると思つて、開発ブームの圧力というものは、ですから、これはやはり文部行政の最高責任者としての文部大臣が、この問題については、これは一言強力な発言があつていかるべきじゃないかという感じを持つわけです。例の高度経済成長政策ですか、こういうもの、いい半面もあるでしょう、あるでしょうが、しかしまた別な面として、いま問題になつておるような、そろばん勘定には上がつてきませんけれども、どれだけの損失かといふようなことは金目で計算することはできぬけれども、しかし深く考えてみると、これは少々の銭金にはかえられない、きわめて重要な問題、同時にまた、まじめな教育的な問題、學術的な角度から考えますと、これはやはり日本のわれわれの先祖が残した貴重な偉大な遺物なんです。ですから、この点はやはり内閣におられる文部大臣として、何か文化財保護委員会あたりが文化財を保護して、いこう、地域開発ブームに立ち向かつて保護していこうといふような場合、そのうしろだてになるような一つの強力なよりどころといふべきか、そういう方針を強くアピールするような打ち出しをやつていただきたい、またやるべきじゃないか。話がちょっとわき道にそ

れましても、それから西歐諸国を見ましても、それは至るところにそういう古代の遺

物というようなものもよく保護されて、整理されていますし、それからまた、たとえば博物館のようなものでも至るところにあるのです、共産圏や何かでも。ところが日本の場合、これはほとんど外国から来た人にも見せる価値のある博物館は、東京と京都、奈良くらいしかないんじゃないですか。ですから、これでは二千年以上の歴史を持ち、古い貴重な古代文化を持った日本の文部行政といえますか、芸術行政といえますか、文化財行政といえますか、はなはだおさみしい限りだといふような気がするのです。芸術行政その他のことまで言えば、またわきにそ

れてまいりますから、そこまで言いませんが、何かひとつ、いまの小林委員の御質問は、いまに始まったことではない、再々こういふ同じような問題について、文化財保護委員会なり文部当局の注意を喚起してきていられるわけですから、私どもも非常にこの点、ちょっといまの政治といえますか、いまの文部行政といえますか、そこがエ・ボケッドというか、抜かっている点じゃないかというふうな気がしてならないのです。ひとつ、これは何か強いしろだてになるような方針を打ち出していただきたいと思うのですが、いかがでしょう。

○国務大臣(藤尾弘吉君) 非常に御理解のあるお話だと思えます。そのとおりだと思ふのです。私は現在の制度のためまえ上、文化財保護委員会のやることにつきまして、文部大臣がこれこれ専門的な問題についても言うこととはいかがであらうかということまで考えておられますけれども、しかし、文化財の保護という問題が重要であるといふことは申すまでもないことでありま

す。また、文部大臣がその問題について関心を持ち、文化財保護委員会と協力すべき立場にあるといふことも申すまでもないことだと思ふのであります。その点につきましては、御激励を受けましたとおりに、私どももますます努力してまいりますと思ふわけであり

ますが、ただ先ほど来申し上げておきますように、今日のような非常に日本がいわゆる近代の発展の途上にあるといふのも申しましようか、そういうふうな場合に、この種の問題がしばしば起こってくるわけでありまして。文化財の保護としまして、何でも、これは文化財だから一本やりではないけれども、さういふふうに出でくるので、その辺の判断をどういふふうにするか、どういふふう

に調整をとっていくか、どういふふうに非常に悩みがあるか、これは私どもでございます。われわれとしましては、もちろん先人の遺物といふものを、ことに価値のあるものを保存していくというところが文化財保護委員会の使命であります。その使命を達成する上において、あくまでも保存のために努力するということが当然のことでありまして、けれども、別の要素といふものについていかなる調整をはかっていくかというところに悩みの多い問題があるわけ

でございます。お心持ちは私どもよく理解をいたします。また、そのとおりでなければならぬと思いますが、具体的な問題に当たりましたら、どういふふうな問題にどういふふうな処理するかというところで、非常にむづかしい困難な場面に遭遇することがしばしばあるといふことは御理解をいただきたいと思

思ふのであります。申すまでもなく、文化財保護委員会におきまして最終的にはやはり私が責任を負わなければならぬ問題であります。十分関心を払って努力してまいりますのであります。

○秋山長造君 くだくは申しませぬが、やはり文部大臣は非常に行政に明るい人だし、そういう道を歩いてこられた人だから、それだけにこういう問題について用心をされて、非常に用心深くやっておられるように見えるのです。それはけっこうな一面もあるけれども、しかし、こういう問題はほんとうにもうこれはいつも至るところで起こっておるのです。文化財保護委員会、特に府県段階にいくと非常に弱いのですよ。全然弱い。これはもう何にも、突き詰めたところははっきりした権限も何も持っておるわけではないので

すから、ですから片一方の資本の力ががむしやらに押しまくられると、ブルドーザーに押しまくられるのと同じようになってしまつて、何だかんだといつてぶすぶすいうだけでやられてしまふのです。何もそういう所管争いとか何とかというのじゃなしに、やはり歴史教育というふうなことも、それは教科書の内容をどういふふうなことも一応考えなければいけませんけれども、しかし、幾ら学校で歴史を尊重するような教育をせよと号令をかけたところで、現実の世の中で行なわれておることは、とにかく金を持って

おる人間がむしやらに押しまくつて、古墳であらうと、墓陵地であらうと、お寺であらうと、お宮であらうと、歴史的な非常な価値を持ったものであらうと何であらうと、もうすぐそのそばに大きな何か団地をつくつたり、道路をつくつたり、観光ホテルのよう

なものをついたり、それは私そう言わなくても、皆さんよく至るところで目にされておる。ほんとうに民族文化とか何とかいうふうな、これはもう取り返しのつかぬことじゃないかと思ふのですね。これはやはりうだうだ言うておる、われわれ結局はただぐちを言うて終わるようなことになるのでは意味がないのですよ。深くは政府全体としては、もちろん当面、文部大臣の発言なり考え方なりといふものは非常に比重が大きいわけですから、こういう問題については、ひとつがむしやらに

くらしい勇敢に発言し、勇敢に行動していただきたいと思ふのですね。用心をして慎重にやっていたかなければならぬことも多々ありますよ。ありますけれども、こういう問題は相当、相手がブルドーザーですすから、だからそれを圧倒するといつたら、よほどそれは強力なやはりうしろだてといふものがある。文化財保護委員会には要ると思ふのですね。ひとつそれ気合いをかけてやってください。

○小林武君 いまの点についてもう一つお尋ねしておきますが、文化財保護委員会では、道路公園とか、建設省とかその他、こういう関係の方面に文書を

もって協力を依頼したことがありませう。その回答は全部参りましたか、どことどこがきましたか。私は一カ所くらいしかこないという話を聞いておりますが、これはどうですか、事実ですか。どことどこにそういう協力の申し入れをし、回答を得たのは一体どこですか。

○説明員(平岡修君) 建設省、農林省、運輸省、厚生省、通産省、北海道

開発庁、首都圏整備委員会、近畿圏整備本部、公社等に入りまして国有鉄道、住宅公園、首都高速道路公園、阪神高速道路公園、帝都高速交通管団、電源開発公社、東北開発公社、水資源開発公社、こういう主として公共事業等に関係するところが網羅されておるわけでありまして。こういう実情でございますが、実は一々これについてのぜひ回答をもらいたいという照会ではございませんで、こういう趣旨でやっていたきたい。そしてなお道路公園等については、すでに私たちとの話し合いによつて、原則として、事業計画のときには文化財地帯は避けるという

こと、その次には、どうしてもそこを計画に組み入れなければならないといふような場合は、文化財に事前協議をしてもらいたい。それから事前協議の結果どうしても計画を遂行するという場合は必ず事前の調査を行なうこと、こういうふうな道路公園との何といひますか、協議の結果の書類を添えまして、そういうことに今後やってくれたいというふうなことで、返答はしたが

一々きておるといふわけはございませんが、先ほど言ひ落としましたけれども、名神高速道路につきましては、こういうふうなことはないかというところで、実際問題としてそのケースに遭遇した場合は相談しておる、こういうふうな状態になっておるわけでございます。

○小林武君 あなたの立場とすれば、そういう答弁もしなければならぬと思ひますけれども、端的に受け取れば、返答のきたのは道路公園だけだ。ほくもそう聞いておる。そのほかのところも、具体的に文化財保護委員会からそういう依頼協力を受ければ、当然その依頼

を受けた立場からは、一つのやはり協力に於いての具体的な面がなければならぬという問題、その点は道路公園は、やはり方とはかくとして、模範的だと思ふのです。そのほかのところはさっぱりなしのついででなす。私はやはりそういう点についても、これは保護委員会の中で文部大臣のひとつ強力な政治力を發揮していただく場所だと思ふのです。どうぞひとつ今後そういう点について、道路公園だけ相手にしておつてもしょうがないのですから、全般的な御配慮をいただきたい。

それから加曾利貝塚のことについてお尋ねをいたしますが、加曾利貝塚はすでにこの前質問をいたしまして、その際、事務局長からこういう御答弁があった。半分は買ったわけですから、残りの分についても調査をして、重要性があると思ふれば保存するという、こういう御答弁をいただいたと記憶しておりますが、このたびその部分についての調査が始められ、これも総額何か六百万円くらい予算でもって調査にあたるということですが、この調査は、先ほど私が將軍山のところでも申し上げたように、少なくとも加曾利貝塚は破壊するという前提で調査したのではないと思ふますが、その点は間違ひありませんか。前の事務局長の御答弁では、重要であれば保存する、この線は変えておられないかどうかという点を御答弁いただきたい。

○説明員(平岡修君) 七月一日からというふうに私聞いております、調査いたしますのは、その調査というのは、ほんとうは私たちが一種の破壊になる場合があるというふうに考えられる場合があると思ふますが、先生のおつ

しやるような、それはあとはどうでもいいのだという考えではなくて、その結果いかによつては措置を考えると、たゞその前にこの委員会でも申し上げたであらうと思ふますけれども、現在もそのとおりに考えております。

○小林武君 ちよつといまの答弁気にかかると、端的に言つていただければ一番いいけれども、残りの部分は破壊されるおそれが十分あると思ふ、買上げるおそれはない、そこを調査する、この前の御答弁ではそこを買い上げておられないけれども、調査して、それは学問上、文化財の面からみて重要であるとすれば、これは保存する、という、そういう御答弁であつた。だから、このたびの御調査というのは発掘調査するということ、そういうことを学者に依頼したということ、一体、先ほど將軍山でいったように、これは調査をして記録を残して、ここから出たものについて何か手当てをして、あとはそのところを使うのだ、そういうやり方ではないかということを書いてもらいたい。これは前者のほうでしよう、重要であれば保存するという御答弁に間違ひないでしよう。

○説明員(金岡修君) この前、局長の答弁のとおりだと思ふますし、そのおつしやるのとおりだと考えております。

○小林武君 大体、重要度がはっきりすると思ふますか、何と申しますか、調査の結果が明らかになってくる時期は大体八月の下旬ごろか中旬ごろという話を承つておられるわけですが、大体、調査、発掘はそのころをめどにしてやっておりますか。

○説明員(平岡修君) 先ほど申し上げましたように、大体夏休みを利用してやるという計画でございますので、たゞ、相当地域が広大でございますので、ちよつと現在聞いておられる話では、相当期間を長く要するのではないかと、ちよつと聞いておられるので、あるいは八月中旬になるのか、あるいは下旬になるのか、ちよつといまのところ見通しははっきりいたしません。

○小林武君 考古学協会の中に加曾利特別委員会というのが設置されたというのを聞いておられるわけですか。その委員長は一体どなたですか。それから発掘する実行委員長のよう方もきまつたというが、その氏名をちよつとお尋ねしたいわけですか。

○説明員(平岡修君) 実はまだ私そのことを正式に聞いておりませんので、はつきり申し上げかねるのでございませうが、実行のほうは早稲田の滝口先生が中心となつてやるといふふうに聞いておられるわけでございます。

○小林武君 その重要度、重要であるかどうかということを決するのとは一体どなたが責任者になるわけでありませうか。

○説明員(平岡修君) やはりその遺跡の価値そのものは、何と申しましても発掘調査した人たちが価値というものを判断する最も重要な方ではないかと思ふます。ただ、別の面からみて、それをたとへば指定するかどうかというようにときには、他との比較とか、いろいろな面からまた指定という面でもちろん発掘調査担当者の意見というものは重きをなしますことは言うまでもございませうが、これを指定するかどうかということになりますと、やはり

文化財保護委員会の中心の方たちの意見というものが中心になる、こういうような状態にあると思ふます。

○小林武君 専門家の意見をひとつ十分尊重していただいて、この発掘にあつては、結果の処理にあつては慎重を期していただきたいと思ふます。そうして特に本委員会において答弁があつたように、きつめて重要なものである限りにおいては、保存をするという態度は保護委員会としてははっきり持つていただきたいと思ふます。次に、もう一つ、院塚古墳について、前回質問したわけでありませうが、これは現在どういふ状況になっておられるか。

○説明員(平岡修君) 結論から先に申しますと、三十九年の二月下旬付で土木工事に伴う発掘届けが提出されました。四月中旬付で県の教育長から、種折衝を行つた結果、このまま保存するということとは困難であるといふような報告がございましたので、県教育委員会としても、改善の策として、やはり記録保存というものを計画いたしました。発掘届けを申達してまいつたといふような事情でございますので、その詳細な記録保存というふうなことも、この場合まことにやむを得ないといふふうに認めまして、国としても相当の、ある程度の緊急調査費の補助を出しまして、発掘調査をしていただくのでございます。石室等は、熊本大学に移して復元、保管したいというふうな、大体概略でございますけれども、現在の状態でございます。

○小林武君 これは前にも申し上げましたとおり、埋蔵物文化財関係の担当のその土地の方で保存を希望した。

院塚古墳の重要性を述べて、これを保存することを希望したのですけれども、結論的にはいまのような結果になつた、私はこういう結果を生んだことについて、やはり先ほど来、秋山委員からも御指摘があつたように、やはり保護委員会が積極性を持たなければだめだと思ふのです。さる法とか何とかという悪口を言ひますけれども、これはさる法だといつて、法律をどのようにして、結局、委員会そのものに文化財保護に対する熱意がないというところからいへば、県から申請がなかつたからいへば、県から申請がなかつた方自治体のほうからいへば、国さる方自治体のほうからいへば、いろいろそういう手を打てないものが、いろいろそこに工業団地をつくること、工場誘致をするとか何とかいふことになると、地方自治体とすればそんな強力な力を發揮することができないわけですから、やはり力に押されて、多少そこにそういう希望があらましても、うまくいかないといふことになるのですから、この点は前の問題とダブリますけれども、保護委員会はやはり相当真剣にこの問題に取り組んでいくべきだと思ひます。法のことをかれこれ言う前に、法の運用にあつてもっと積極性を持つべきだ。ほんとうに文化財をかさなければならぬといふ気持をもつて運営をしていただきたいと思ひます。

最後に、これは大学局長にお尋ねをいたしますけれども、いまも申しましたように、法律が悪いというふうな議論は相当あるのです。売春禁止法に次ぐさる法だといふ話が何か出ておりましたけれども、そういうさる法とか

何とかいうことも一つの原因だとい
ますけれども、私はこの問題もさるこ
とながら、そのほかにも原因がた
くさんあるように思う。その一つの
に考古学関係が、いわゆる研究者、専
門家というふうなものが不足して
いるという現状は見のがせないと思
う。これは週刊誌を見た資料であり
ますから、どれほど正確であるかよくわかり
ませんが、関西において調査資
格のある人が数人、調査主任級が十人
前後、大学で考古学をとにかく勉強し
て二、三年の発掘歴を持つておる者が
四十人程度だ、こういうふうなことが
書いてあるわけです。私はそういう考
古学に対する専門家が少くないとい
うことから考えて、現在、考古学の講座を
持っている大学というのは幾つあるの
か、それから申請中のものは一体幾つ
あるのか、講座を持ちたいというこ
れは国立の場合ですね。

○政府委員(小林行雄君) 突然のお尋
ねでございますので、正確に答えられ
るかどうかわかりませんが、私の知っ
ている範囲内では、国立では考古学の講
座を持つておるのは四大学でございま
す。東京大学、京都大学、東北大学、
九州大学、この四大学だけに考古学の
講座が現在ございます。なお申請中と
申しますか、希望を申し上げておるも
のについては現在私記憶がはっきりい
たしておりません。

○小林武君 何か聞くところによ
ると、名古屋、広島、岡山、大阪など
というのは講座を持ちたいという希望が
あるように聞いておりますが、そうい
う事実はありませんか。

○政府委員(小林行雄君) ただいまお
話しのごさしましたような大学は、
年々非常に数の講座増設の要求がござ
います。かなり多数のものの中にある
いは考古学が入っておるかも存じませ
んけれども、その点は私いまのところ
記憶がはっきりいたしておりません。
○小林武君 その点についてはお調べ
をいたしたいのですけれども、講座
新設の申し出があったらば、この際
やはり国としては認めるべきだ、こ
ういふふうな考へるわけですか。私立の場
合考へましても、明治とか、国学院と
いうものがありすけれども、国学院
の場合には講座を持つておるわけではな
いと思ひます。明治も学料ですか、科
目ですか。しかし非常に大量の卒業生
を出しておることでは明治は非常に有
名だと思ひますけれども、そういう点
からいっても、なお先ほど申し上げた
ような考古学の専門家が少くないとい
う点を御考慮いただき、新設の申し出
はひとつ認めていただくようなふう
にしたいと思ひます。それからもう一
つだけですが、考古学講座を実験講座に
する必要はあるということ、これは
考古学者の間でいふ言われておるの
ですが、そういうことについてのお考へ
といふものは別にありませんか、ある
いはそういう申し出のあったかとい
う事実はございせんか。

○政府委員(小林行雄君) 大学の講座
増設について申し上げますと、これは
年々多数の講座増設の要望が出てくる
わけでありすけれども、私どもはできるだ
け大学の、いわば特別の事情というも
のがございすので、それを尊重し
て、できるだけ大学の順位というよう
なものを尊重して、この講座増設をは
かっていくということにいたしてあり
ます。したがって、もちろん考古学に

関する講座の順位が高いところでは、
当然それは取り上げていくようにいた
したいと思ひますが、なお御指摘がご
ざいましたようなことがございすので、
できるだけ講座増設の際にはそれ
ぞれの大学とお話し合いをしてまい
りたいと思ひます。なお、考古学の講
座、現在お話しもございましたように、
非実験になっております。非実験の講
座を実験にするということについて
は、年々少しずつ努力をいたしてあり
まして、たとえ本年度におきまして
は、心理学の講座を非実験から実験に
したということもございす。また、
数学を非実験から実験に切りかえてま
いったというふうなこともございす
ので、できるだけその点も、ただいま
御質問のございましたような、御要望
の線に沿って努力いたしたいと思ひま
す。

○小林武君 これで終わります。

○吉江勝保君 質問じゃないのですけ
れども、希望を私から申し上げたい
と思ひます。

文化財について非常にきょうは熱心
な質疑が行なわれておりまして、また
大事な御発言があったのであります。
きょうは最初の文化財の質疑がある
ときに、文化財の一番責任者というの
ですか、そういう委員長の出席は最初
に要求があったのですか、これは委員
長どうなんでしょうか。

○委員(中野文門君) 私のほうから
は直接……けさ、きょうの質問の通
告を知りまして、質問者と委員部の間
で折衝したようです。

○吉江勝保君 それじゃ質問者のほう
から要求がなかったのであればやむを
得ないのですが、質問者のほうからこ

ういう重要な問題についての質問で文
化財の責任者、委員長の出席を要求さ
れておったのであれば、私なども、委
員長ができるだけ出席をされて、こと
に大臣はこういうふうにして長い時間
聞いておられるのですが、第一のやは
り責任者としては文化財保護委員会の
委員長なんですから、委員長がここ
に来て終始お聞きになるのが私はい
いじゃないか。きょうの発言の中には非
常に私は大事な問題が相当あったと思
うのです。まあ要求がなかったの
であればやむを得ませんが、しかし、それ
でも文化財についてのきょうは参議院
で質疑があるということがわかれば、
係の者もできるだけ委員長のほうに出
席をされるようにされて、国会で文化財
の問題についてどういふ論議がされて
いるかということ、次長とか、係の
者がそれを伝えるという程度でなし
に、直接やはり委員長がここに来て聞
いておられるということが一番大事な
ことではないか。前にもこの参議院の
文教委員会の国政調査の報告を問題に
したときも、この参議院の報告を十分
にお聞き取りになったかどうかから
ないような実は話を聞いたこともある
のですが、文化財保護委員会の行政力
というか、力が弱いというの、やはり
もつと国会との接触を持ち、保護委員
会がどういふような文化財保護政策を
やっているかということ、進んで機
会を設けて、本日ここへ来てお話しに
なるぐらいの熱意があつていいんじ
ゃないかということを感じるのですね。
まあ、私のほうからこういうことを言
うと少しおかしきようでありすけれ
ども、参議院の文教委員会というのは
非常に文化財保護については熱心に

つも討議をされておるので、問題がか
かりますときは、できるだけ保護委員
会の委員長みずから出席をされて、そ
うして委員の人たちと質疑応答をかわ
されるようにしていただきたいとい
うことを希望申し上げておきます。

○委員(中野文門君) ただいまの吉
江委員の御発言、私も同感でございま
して、きょうは質問者の質問の内容
を全部私承つておりましたということ
が一点と、きょうの文化財保護委員
会の当局の出席関係は、質問予定者の御
希望と申しますか、名ざしと申しま
すが、きょうの委員会を、結果からた
だいま判断いたしますと、非常に重要
なやりとりと申しますか、御発言の応
酬であつたように思ひますので、こ
ういふ話は文部大臣もさることながら、
文化財保護委員長みずから終始聞いて
もらいたかつたように思ひます。なお、
委員会の運営につきましては、それぞ
れまた皆さんと御相談申し上げたいと
思ひます。

本日の委員会はこれをもって散会い
たします。
午後一時三十二分散会

六月五日本委員会に左の案件を付託さ
れた。

一、二月十一日を建国記念の日とす
るの請願(第二七二二号)

一、靖国神社の国家護持に関する請
願(第二七四四号)(第二七八三三号)

第二七二二号 昭和三十九年五月二
十二日受理

二月十一日を建国記念の日とするの請
願

請願者 北九州市若松区覆住九

〇八 相良順之助外二

百一名

紹介議員 亀井 光君

この請願の趣旨は、第六五五号と同じである。

第二七四四号 昭和三十九年五月二

十七日受理

靖国神社の国家護持に関する請願

請願者 北海道空知郡富良野町

瑞穂町二号 佐藤幸雄

外四千二百三十四名

紹介議員 井川 伊平君

この請願の趣旨は、第四〇三号と同じである。

第二七八三号 昭和三十九年五月二

十八日受理

靖国神社の国家護持に関する請願

請願者 石川県石川郡松任町

東新町 今西恒外六千

二百四十七名

紹介議員 林屋亀次郎君

この請願の趣旨は、第四〇三号と同じである。

昭和三十九年六月十五日印刷

昭和三十九年六月十六日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局